

福智町赤池の一部(徳人原)地区の地籍調査における、
筆界案の告示について

国土調査法(昭和26年法律第180条)による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第4項の規定により筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

1 筆界案を作成した土地の所在、地番および現況地目

・福岡県田川郡福智町赤池292番地15 (雑種地) ※宅地から地目変更予定

2 筆界案を確認することが出来る場所

福岡県田川郡福智町金田937番地2 福智町役場 農政課 国土調査係

3 筆界案を確認することが出来る者

当該土地の所有者、その他の利害関係人、及びこれらの代理人

4 筆界案の作成者

福智町

5 意見の申出

筆界案を確認することが出来る者は、福智町に対して下記期間内に意見を申し出ることが出来るものとする。なお、当該期間を経過しても申し出が無い場合は、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定により、筆界の調査を行う。

[意見申出期間]

令和 7年 4月 23日 ～ 令和 7年 5月 12日 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

午前 9時 00分 ～ 午後 5時 00分まで (正午～午後1時00分を除く)

令和 7年 4月 23日
福智町長 黒土 孝司

